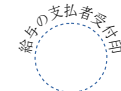


平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特



所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	印
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

生命保険料控除	一般の生命保険料	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認印		
						氏名	あなたとの続柄					
生命保険料控除	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A				Aの金額を下る計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	計(①+②)	③	(最高40,000円)
						Bの金額を下る計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額		④
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B				Cの金額を下る計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円)			
						Dの金額を下る計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	計(④+⑤)		⑥
	(a)の金額の合計額	C				Eの金額を下る計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額		⑦
個人年金保険料控除	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D				計算式I(新保険料等用)		計算式II(旧保険料等用)		生命保険料控除額計(①+③+⑤) (最高120,000円)		
						A、C又はDの金額		B又はEの金額				
	20,000円以下		25,000円以下									
	20,001円から40,000円まで		25,001円から50,000円まで									
	40,001円から80,000円まで		50,001円から100,000円まで									
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E				一律に40,000円		一律に50,000円					
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円						

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (フリガナ) 配偶者の氏名 あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所				(1,000万円を超える場合は申告できません。)																											
<p>○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。</p> <p>○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。</p>																															
配偶者特別控除	所得の種類	収入金額等a	必要経費等b	所得金額(a-b) (マイナスの場合は0)																											
	給与所得	①	650,000																												
	事業所得	②																													
	雑所得	③																													
	配当所得	④																													
	不動産所得	⑤		(退職所得控除額)	(a-b)×1/2																										
	退職所得	⑥		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)																										
①～⑥以外の所得	⑦																														
配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)				A																											
<p>○ 配偶者特別控除額の早見表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A欄の金額</th> <th>控除額 B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0円から 380,000円まで</td><td>0円</td></tr> <tr><td>380,001円から 399,999円まで</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>400,000円から 449,999円まで</td><td>360,000円</td></tr> <tr><td>450,000円から 499,999円まで</td><td>310,000円</td></tr> <tr><td>500,000円から 549,999円まで</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>550,000円から 599,999円まで</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>600,000円から 649,999円まで</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>650,000円から 699,999円まで</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>700,000円から 749,999円まで</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>750,000円から 759,999円まで</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>760,000円から</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>								A欄の金額	控除額 B	0円から 380,000円まで	0円	380,001円から 399,999円まで	380,000円	400,000円から 449,999円まで	360,000円	450,000円から 499,999円まで	310,000円	500,000円から 549,999円まで	260,000円	550,000円から 599,999円まで	210,000円	600,000円から 649,999円まで	160,000円	650,000円から 699,999円まで	110,000円	700,000円から 749,999円まで	60,000円	750,000円から 759,999円まで	30,000円	760,000円から	0円
A欄の金額	控除額 B																														
0円から 380,000円まで	0円																														
380,001円から 399,999円まで	380,000円																														
400,000円から 449,999円まで	360,000円																														
450,000円から 499,999円まで	310,000円																														
500,000円から 549,999円まで	260,000円																														
550,000円から 599,999円まで	210,000円																														
600,000円から 649,999円まで	160,000円																														
650,000円から 699,999円まで	110,000円																														
700,000円から 749,999円まで	60,000円																														
750,000円から 759,999円まで	30,000円																														
760,000円から	0円																														
配偶者特別控除額		早見表B欄の金額																													
社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名		あなたが本年中に支払った保険料の金額																										
			あなたとの続柄																												
	合計(控除額)																														
小規模企業共済等掛金控除	種類																														
	あなたが本年中に支払った掛金の金額																														
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金 個人型又は企業型年金加入者掛金 心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金 合計(控除額)																														

この申告書は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。